

令和 3 年度
下水道に関する人身事故発生状況について
(令和 3 年 6 月末時点)

1. 総括
2. 維持管理作業
3. 工事

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

1.人身事故発生状況(総括)

(令和3年6月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月までの集計	合計
維持管理作業	1. 死亡事故	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
	2. 負傷事故	4 (4)	1 (2)	4 (2)	0 (5)	0 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (3)	0 (5)	0 (5)	0 (4)	0 (4)	9 (8)	9 (43)
	合計	4 (4)	1 (2)	4 (2)	0 (5)	0 (5)	0 (2)	0 (3)	0 (3)	0 (5)	0 (6)	0 (4)	0 (4)	9 (8)	9 (45)
	累計	4 (4)	5 (6)	9 (8)	9 (13)	9 (18)	9 (20)	9 (23)	9 (26)	9 (31)	9 (37)	9 (41)	9 (45)	—	—
工事	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (3)	1 (7)
	2. 負傷事故	8 (0)	5 (7)	5 (5)	0 (7)	0 (9)	0 (11)	0 (9)	0 (14)	0 (18)	0 (10)	0 (14)	0 (5)	18 (12)	18 (109)
	合計	8 (2)	5 (8)	6 (5)	0 (8)	0 (11)	0 (11)	0 (9)	0 (14)	0 (18)	0 (10)	0 (14)	0 (6)	19 (15)	19 (116)
	累計	8 (2)	13 (10)	19 (15)	19 (23)	19 (34)	19 (45)	19 (54)	19 (68)	19 (86)	19 (96)	19 (110)	19 (116)	—	—
合計	1. 死亡事故	0 (2)	0 (1)	1 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	1 (3)	1 (9)
	2. 負傷事故	12 (4)	6 (9)	9 (7)	0 (12)	0 (14)	0 (13)	0 (11)	0 (17)	0 (23)	0 (15)	0 (18)	0 (9)	27 (20)	27 (152)
	合計	12 (6)	6 (10)	10 (7)	0 (13)	0 (16)	0 (13)	0 (12)	0 (17)	0 (23)	0 (16)	0 (18)	0 (10)	28 (23)	28 (161)
	累計	12 (6)	18 (16)	28 (23)	28 (36)	28 (52)	28 (65)	28 (77)	28 (94)	28 (117)	28 (133)	28 (151)	28 (161)	—	—

※下段()書きは前年度(令和2年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

2.人身事故発生状況(維持管理作業)

(令和3年6月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
事業者主体	1. 都道府県	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12
	2. 政令市	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	9
	3. 一般市	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	22
	4. 町村	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
	5. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	合計	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	45
発生施設	1. 管渠	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	2. マンホール	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	6
	3. 処理場	2	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	24
	4. ポンプ場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8
	5. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	5
	合計	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	45
事故類型	死亡事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	1. 墜落・転落	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. はさまれ・巻き込まれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5. 転倒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	負傷事故	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	43
	1. 墜落・転落	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	16
	2. はさまれ・巻き込まれ	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	12
	3. 飛来・落下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 切れ・こすれ	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1
	5. 転倒	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	6. 激突	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	7. 土砂崩壊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 交通事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	9. 感電	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	10. おぼれ	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	12. 公衆災害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	13. 作業車両の横転	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	14. その他	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	4
	合計	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	45
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3
	2. 委託先業者	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	47
	3. 第三者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	合計(人)	4	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	52
	累計	4	5	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	-	-

令和2年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 自治体職員	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3
	2. 委託先業者	3	2	1	3	10	2	4	4	4	6	4	4	47
	3. 第三者	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	2
	合計(人)	4	2	2	5	10	2	4	4	5	6	4	4	52
	累計	4	6	8	13	23	25	29	33	38	44	48	52	-

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

人身事故情報データベース(維持管理作業)

令和3年6月末時点

NO.	発生日年月	事故情報				事故概要・発生防止策		被災者			
		事業主体	発生施設	事故類型		事故概要	再発防止策等	被災者	年齢	性別	被害状況
4月											
1	R3.4.1	4.町村	処理場	①負傷事故	①墜落・転落	月例点検時、槽の攪拌機を備え付けの梯子を上り、目視点検中、バランスを崩し、落ちそうになったので、梯子から後ろ向きに飛びのき、約1m下の床に右足かかとから着地した。	①機器点検等の作業において安定した足場が確保できる環境を整備する ②すべての高所作業及び開口作業においては、安全帯を使用する ③作業標準書の再度確認	委託先業者	59	男	右足かかと複雑骨折
2	R3.4.4	1.都道府県	処理場	①負傷事故	⑤転倒	1人で場内巡視点検後、事務所に戻ろうと水処理棟最終沈殿池入口から外へ出たとき、左足が雨で濡れたグレーチングで滑り、右足側に転倒した際に、右足首をひねり、骨折した。	・KY活動内容を詳細に指示する。 ・注意喚起表示を取り付ける。(段差注意、転倒注意等) ・類似危険個所の洗い出しを行う。 ・滑り止め対策の実施	委託先業者	54	男	右第5中足骨骨折
3	R3.4.5	2.政令市	マンホール	①負傷事故	⑭その他	A副主任がマンホール周囲の補修を行うため、バールを使用しアスファルトの粉砕を行っていた。 アスファルト殻をB副主任が集めていたが、A副主任が誤って再度バールで壊しにかかったところ、B副主任(被災者)が左手を出してしまい、バールの先端と左手の薬指が接触し負傷した。	所属先全職員に対し事故概要・発生原因の周知を行い事故につながる行動の認識、作業内容の確認等、職場全体の安全意識の向上を図るとともに再発防止対策を周知した。	自治体職員	46	男	左手薬指剥離骨折及び挫滅
4	R3.4.21	2.政令市	その他	①負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	被災者と作業員Aの2名は、当日、日勤作業の時間外勤務として、2系リサイクルホッパ内部清掃のため燃料化物の排出作業を行っていたが、燃料化物の排出が確認できなかった。 そのため、ロータリーバルブを一旦停止し、ロータリーバルブ点検口を開放したうえで、再度ロータリーバルブを運転し、内部状況を確認したが燃料化物の詰まりは見られなかった。 作業員Aは、再度点検口を閉鎖するため、被災者に運転中のロータリーバルブを停止することを伝え、上階の操作盤に向かった。 その間に被災者は、後片付けを考えて居んだ。その際、誤って被災者の左手中指が運転中のロータリーバルブの回転体に触れてしまい、回転体とケーシングの隙間に巻き込まれて、左手中指を損傷した。 なお、被災者は安全帽および軍手を着用していた。	① 予定外作業が発生した時の対応手順書の作成、周知を行う。対応手順に従った責任者への連絡、作業手順の見直し等を徹底する。 ② 作業従事者に対する危険箇所と危険作業の再教育、周知徹底を行うとともに、危険箇所には注意喚起表示をしっかりと行う。 ③ 容易に開放できる治具を作成する等、安全に作業可能な手法を確立する。	委託先業者	33	男	左中指切断
5月											
1	R3.5.19	3.一般市	処理場	①負傷事故	①墜落・転落	常圧浮上濃縮機の点検を終え階段を下りていたところ、床から三段目のところで足を踏み外して転落した。	・慌てず落ち着いて階段を下りる。 ・手すりをつかまて階段を下りる。 ・階段に滑り止め塗装等を施す。	委託先業者	27	男	左足首外側じん帯損傷
6月											
1	R3.6.11	3.一般市	処理場	①負傷事故	①墜落・転落	消防設備の現場確認として、2F電気室のEPS内に入り、内部の照明を付けず、ヘッドライトのみの点灯で感知器の場所を確認するのに上を見ながら歩廊を移動中、1Fに通じる開口部に足を踏み外して1F電気室EPSの歩廊まで落下した。(落下高さ約5m)	・入口に「開口部あり」の注意喚起 ・照明点灯の徹底 ・安全帯の着用	委託先業者	44	男	骨盤骨折
2	R3.6.21	3.一般市	処理場	①負傷事故	②はさまれ・巻き込まれ	処理場内No.5循環水ポンプの点検中、Vベルトの異常を発見したため、電源を切り軍手を装着した状態でVベルトを押したところ、ポンプ吐出側逆止弁一時動作不良により汚水が逆流し、汚泥循環水ポンプが逆回転し、Vベルトとモーター側ブリーの間に右手薬指及び右手親指が挟まり負傷した。	①労働基準監督署通知の指導票に基づく改善措置を実施。 ②注意喚起看板の設置	委託先業者	38	男	右手薬指圧潰
3	R3.6.23	1.都道府県	処理場	①負傷事故	④切れ・こすれ	浄化センターにある公園で 低木の剪定作業時、ヘッジトリマー（植木バリカン）の刃に右手が接触し、親指付け根を挟まれ負傷。	確認中	委託先業者	58	男	右手親指付け根部を切創、骨折及び神経損傷の可能性あり
4	R3.6.30	2.政令市	処理場	①負傷事故	④切れ・こすれ	事故発生時、作業員8名で高分子凝集剤をコンテナに投入する補充作業を行っていた。その際に15kgの高分子袋をカッターで開ける作業を行っていたところ、被災者が誤って左足ふともも内側をカッターで傷つけた。ヘルメット、作業着、安全靴、安全帯、マスク着用していた。被災者が上記作業の際に作業場所が狭いことから、ほかの作業員にカッターが当たらないように、被災者から見て奥側から手前側に袋を切っており、勢い余って自身の左足大腿内側(膝から30cm上部)を切ってしまった。	・高分子袋を開ける際のカッターの使用禁止。 セーフティカッター（刃がむき出しにならない安全性の高い作業用カッター）を使用する。 ・高分子袋を開ける作業については、作業員同士の間隔を取ったうえで自身の手前から奥側に向かって切るようにする。 ・作業の際は軍手やゴム手ではなく、皮手袋を着用する。	委託先業者	32	男	左大腿内側切創

3.事故発生状況(工事) (令和3年6月末時点)

令和3年度

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	前年度 合計
事業者主体	1. 都道府県	0	1	1										2	6
	2. 政令市	6	3	4										13	60
	3. 一般市	4	2	2										8	71
	4. 町村	0	0	2										2	11
	5. その他	0	0	0										0	1
	合計	10	6	9										25	149
工事分類	1. 管きょ開削	6	2	8										16	93
	2. 管きょ推進	1	2	0										3	19
	3. 管きょシールド	0	0	0										0	2
	4. 管きょその他	2	1	1										4	10
	5. 処ポ土木建築	1	1	0										2	15
	6. 処ポ機械電気	0	0	0										0	8
	7. 処ポその他	0	0	0										0	2
	合計	10	6	9										25	149
事故類型	1. 墜落・転落	0	0	0										0	18
	2. はさまれ・巻き込まれ	3	4	3										10	30
	3. 飛来・落下	0	0	0										0	7
	4. 切れ・こすれ	1	1	1										3	4
	5. 転倒	1	0	0										1	4
	6. 激突	1	0	0										1	13
	7. 土砂崩壊	1	0	0										1	11
	8. 交通事故	0	0	1										1	2
	9. 感電	0	0	0										0	0
	10. おぼれ	0	0	0										0	0
	11. 火災・爆発	0	0	0										0	0
	12-1. 公衆災害(人身)	0	0	0										0	15
	12-2. 公衆災害(物損)	2	1	3										6	38
	13. 作業車両の横転	0	0	1										1	1
	14. その他	1	0	0										1	6
	合計	10	6	9										25	149
被災者数(人)	1. 死亡	0	0	1										1	7
	2. 重傷	7	4	5										16	83
	3. 軽傷	1	1	0										2	26
	合計(人)	8	5	6										19	116
	累計	8	13	19										-	-
その他(民間発注工事など)															
	1. 死亡	0	0	0										0	0
	2. 負傷	0	0	0										0	0

令和2年度

(単位:人)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
被災者数(人)	1. 死亡	2	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	1	7
	2. 重傷	0	4	4	6	8	6	8	13	12	7	11	4	83
	3. 軽傷	0	3	1	1	1	5	1	1	6	3	3	1	26
	合計(人)	2	8	5	8	11	11	9	14	18	10	14	6	116
	累計	2	10	15	23	34	45	54	68	86	96	110	116	-
その他(民間発注工事など)														
	1. 死亡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 負傷	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

事故情報データベース(工事)

令和3年6月末時点

NO.	発生日・月・日			事故概要	発生場所	事故類型	被災者		
		事業主体	従事作業				年齢	性別	被害状況
4月									
1	R3.4.2	2.政令市	支保工設置作業	管きょ更生工の支保工設置作業にて脚立を使用し、身を乗り出して支保材に足を掛け作業を行っていたが、支保材とともに正面方向に脚立ごと転倒し、床面に置かれていた鋼材に負傷箇所を打ち付けた。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	41	男	右足大腿骨及び踵の骨折
2	R3.4.5	2.政令市	-	被災者が現場付近を自転車で行き中、強風で煽られた工事中標識と迂回路案内板(30kgのウェイト有)が倒れ、被災者に当たり、転倒された。(転倒の際、左手肘から手首にかけての擦傷と、腰等の打ち身)	現場内	4.切れ・こすれ	51	女	擦傷等
3	R3.4.7	3.一般市	土留め工	土留板の仮設置状態のまま掘削部に入り土留板を持っていた時に道路側の地山が崩落し、下半身が埋もれ負傷した。当日は被災者を含め3名で作業をしていたが、事故発生時は地上で作業していた他2名はその場から離れており、その時に発生してしまった。	現場内	7.土砂崩壊	41	男	左右の骨盤、左ひざの骨折、大小腸に損傷あり
4	R3.4.9	3.一般市	吊り荷作業	ダンプトラックに乗せていたハンドローラーをクレーン機能付きバックホウ(定格荷重0.9t)にて碎石を敷いた土壌へ吊り下ろしを行ったところ、バランスを崩して吊り荷が揺れたため、被災者が揺れを抑えようとバックホウの後方から右側面に回り込んだ際、バックホウが被災者側へ横転し、地面とバックホウの間に挟れ負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	32	男	腰、尾骨、腓骨骨折
5	R3.4.20	2.政令市	掘削作業	下水取付管布設替えの掘削作業時、ガス管(Φ30mm)が深い位置に埋設されていると思い込みをバックホウによる掘削作業を継続していたが、実際は浅い位置に埋設されており、誤って損傷してしまった。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
6	R3.4.21	2.政令市	吊り荷作業	泥濃式推進工法により推進作業をしていた。中間ステージには排泥タンクを2基設置しており、1基が満水になると排泥タンクに蓋をする作業を行っていた。クレーン操縦者1人と中間ステージで蓋をする作業員1人で作業を行っていたが、クレーンで蓋を降ろす際に微調整をしていた作業員が蓋で左手中指の先を挟み負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	71	男	左中指末節骨開放骨折、左中指挫創
7	R3.4.21	3.一般市	掘削作業	公共ます取付作業時に施工箇所の掘削中、地盤が締め固まっており、手掘りでの作業が難航したため、バックホウにて地盤をほぐしている最中にバケットのツメがφ75 ガス管に接触し損傷した。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
8	R3.4.22	2.政令市	-	最初沈没池の躯体構築のために設置している足場ステージ上で、大型クレーン運転手との連絡用無線を取りに行くために移動した際に、組立中の型枠の台木(角鋼管60mm×60mm)につまずき転倒し、足場ステージの支柱(突起高さ80mm)に左足ひざ下を強打した。	現場内	5.転倒	65	男	左足脛骨高原骨折
9	R3.4.28	2.政令市	土留め材移動	支保工材運搬用の台車を空荷の状態(約70kg)で更生管から既設管へ段差約30cmに設置したスロープを使用して降下させたところ、加速により運搬車の制御が効かなくなり、被災者激突し負傷した。	現場内	6.激突	24	男	右膝関節内側副靱帯断裂
10	R3.4.30	3.一般市	削孔作業	既設管を削孔中、ホールソーの歯が既設管に噛んでしまい、電動工具と同じ方向に手首が動いたことにより、右手首を負傷した。	現場内	14.その他	48	男	舟状骨骨折
5月									
1	R3.5.7	2.政令市	取付管布設工	取付管布設工の掘削作業時、周辺のガス管に注意して掘削を行っていたが、ガス管の埋設深さが浅い場所に布設されていたため、ガス管に接触し損傷した。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
2	R3.5.7	2.政令市	シールド作業	セグメント組立時、セグメントの向きを180度間違えているのに気づき、エレクターから降ろしてセグメントを回転させようと仮置きした。その際、セグメントが水平に置かれていなく、かがんで手をついていた作業員の手の方向へセグメントが滑り、セグメントに指を挟まれ負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	51	男	人差し指、中指、薬指骨折
3	R3.5.12	3.一般市	掘削作業	ライナープレート掘削土留め作業中に立坑内にいた作業員が、掘削中のクラムシエルのバケットとライナープレートの間に右手中指を挟まれ負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	40	男	右手中指骨折
4	R3.5.19	2.政令市	準備工	トラックから振動ローラー(ハンドガイド式)を降ろすために、折りたたんでいたハンドル部を戻す作業をしていたところ、ハンドルの固定を外した際にハンドルが勢いよく倒れ、荷台横に並べて置いていたプレートコンパクターのとの間に小指を挟み負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	49	男	左手小指の挫創及び亀裂骨折
5	R3.5.18	1.都道府県	-	昇降階段を降下中、足元を良く見ていなかった為、バランスを崩した。すぐ横の手摺を掴んだが片方の足が階段の外側にはみ出していたため、階段の踏板の角に股間を打って負傷した。	現場内	5.転倒	34	男	尿路損傷
6	R3.5.31	3.一般市	砕石敷均し	バックホウ(0.45m ³)が敷鉄板上(1.5m×6.0m×22mm、1.6t/枚)を走行する際に敷鉄板が浮き上がり、近くにあった作業員の左足が地面との間で挟まれ負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	49	男	左下腿骨骨折

:死亡事故 :負傷事故 :物損事故

事故情報データベース(工事)

令和3年6月末時点

NO.	発生年月日						被災者		
		事業主体	従事作業	事故概要	発生場所	事故類型	年齢	性別	被害状況
6月									
1	R3.6.2	3.一般市	資材運搬	作業員が、ダンプトラックの脇で休憩していたところ、他の作業員が仮設資材置き場に向かうためダンプトラックを運転し、休憩していた作業員に気が付かず右足甲及び腰を挟いてしまい右足甲から骨盤を負傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	72	男	右足甲から骨盤の圧迫骨折
2	R3.6.9	2.政令市	掘削作業	下水取付管の布設替えのため、バックホウにて掘削作業を行っていたところ、埋設されていたガス引込管が想定していた位置より浅い位置に配置されていたため、気づかずにガス引込管を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
3	R3.6.9	3.一般市	資材運搬	本管及び取付管部掘削中、作業員が塩ビ製小口径マンホールを肩に担ぎ深さ80cm程度、幅1m程度の取付管掘削部を跨ごうとしたところ、足を踏み外し深さ80cm程度転落し、落下した塩ビ製小口径マンホールと舗装断面の間に右手を挟み骨折及び裂傷した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	28	男	創傷処理(筋肉、臓器に達しないもの)
4	R3.6.9	2.政令市	掘削作業	事故発生の前に2棟分の掘削を終えており、本件のガス管も前の2棟と同程度の深さに布設されているという思い込みながらバックホウによる掘削作業を行ってしまった。実際は前の2棟よりも浅く埋設されており、そのことに気づかずガス管を破損させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷
5	R3.6.17	4.町村	バックホウ運転	建込簡易土留をクレーン装置付きバックホウ(0.15t)で吊り下げて移動時、アームを旋回させた際に重機がバランスを崩し、横転した。横転した衝撃で運転者が運転席のフレームに左足かかと部を挟まれ負傷した。	現場内	13.作業車両の横転	56	男	左足踵骨折
6	R3.6.18	4.町村	吊り荷作業	敷鉄板をクレーン機能付きバックホウで片付けていたところ、架空線に気をとられたため吊っていた敷鉄板が地面に接触し吊り金具が外れ、敷鉄板が近くで別の作業をしていた作業員を直撃し、作業員が死亡した。	現場内	2.はさまれ・巻き込まれ	36	男	死亡
7	R3.6.22	1.都道府県	交通誘導	交通規制中のため停止線付近で交通誘導員が一般車両に対して徐行運転を促したが、一般車両は従わずにそのまま通過し、規制区域内で交通誘導を行っていた別の交通誘導員を後ろからはねた。	現場内	8.交通事故	61	男	全身打撲・頸椎骨折
8	R3.6.21	2.政令市	管理人孔内の管口仕上げ	本管更生完了後、人孔内にて余分な下水道管の管口仕上げのため、管を切断する作業の行っていた際に、電動サンダーが跳ねて作業員の右膝を負傷させた。	現場内	4.切れ・こすれ	58	男	右膝関節部挫創、関節内血腫
9	R3.6.29	2.政令市	掘削作業	バックホウで掘削時に機械掘削から人力掘削に切り替える予定だったが、堀山端部の地山が軟岩だったため、更に機械掘削を進めた結果、岩塊を押込んでしまいガス引込管(φ50)を損傷させた。	現場内	12-2.公衆災害(物損)	-	-	ガス管損傷

死亡事故 負傷事故 物損事故

令和 3 年度
下水道に関する水質事故等発生状況について
(令和 3 年 6 月末時点)

国土交通省 水管理・国土保全局
下水道部

水質事故等発生状況 (令和3年6月末時点)

[総括]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	水質事故等 合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	6 (50)
	累計	2 (9)	5 (12)	6 (18)	6 (21)	6 (26)	6 (28)	6 (30)	6 (35)	6 (38)	6 (43)	6 (45)	6 (50)	- -

[内訳]

(単位:件)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
事業主体	1. 都道府県	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (3)	0 (2)	0 (1)	0 (15)
	2. 政令市	0 (1)	2 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (3)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (8)
	3. 一般市	2 (6)	1 (2)	1 (4)	0 (1)	0 (4)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (4)	4 (24)
	4. 町村	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
	5. その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	6 (50)
発生施設	1. 管渠	2 (5)	1 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (2)	3 (15)
	2. マンホール	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	1 (10)
	3. 処理場	0 (3)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (14)
	4. ポンプ場	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	1 (5)
	5. その他	0 (1)	1 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (6)
	合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	6 (50)
原因者	1. 下水道管理者(委託先含む)	0 (3)	1 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (4)	0 (1)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	1 (25)
	2. 民間事業者(一般人を含む)	2 (2)	1 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	4 (7)
	3. その他(天災、原因者不明含む)	0 (4)	1 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (5)	0 (0)	0 (3)	1 (18)
	合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	6 (50)
事故類型	① 悪質下水の流入(放流水質が基準に不適合)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)
	② 悪質下水の流入(放流水質が基準に適合)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (3)
	③ 悪質下水の流入によらない放流水質の基準不適合	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (7)
	④ 雨水管からの悪質下水の流出	1 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (5)
	⑤ 下水道施設からの下水等の流出	1 (5)	0 (1)	1 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (2)	0 (2)	0 (1)	0 (2)	2 (22)
	⑥ その他事故(①～⑤以外の事故)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (1)	1 (1)
	水質事故 合計	2 (9)	1 (2)	1 (4)	0 (2)	0 (4)	0 (2)	0 (2)	0 (3)	0 (2)	0 (4)	0 (1)	0 (5)	4 (40)
	その他案件	0 (0)	2 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	2 (10)
	水質事故等 合計	2 (9)	3 (3)	1 (6)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (2)	0 (5)	0 (3)	0 (5)	0 (2)	0 (5)	6 (50)
状況分類	① 耐用年数経過	0 (0)	0 (1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (2)	0 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (5)
	② 耐用年数以内	1 (0)	2 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (0)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	3 (13)
	③ 天災等	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	合計	1 (0)	2 (2)	0 (1)	0 (2)	0 (1)	0 (1)	0 (2)	0 (3)	0 (2)	0 (3)	0 (0)	0 (1)	3 (18)

※状況分類については水質事故等において、事故発生原因が下水道施設の損傷または、設備の故障によるものを集計

※()内書きは、前年度(令和2年度)の値

※国土交通省へ報告のあった事故について集計

水質事故等情報データベース

令和3年6月末時点

NO.	発生日年月日	事故情報				事故概要・対応	
		事業主体	発生施設	事故類型		事故概要	事故への対応
4月							
1	R3.4.19	3.一般市	管渠	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	県土木建築事務所の地質調査業務委託において、河川内をボーリング調査したところ、河床下に敷設されている下水道管渠（伏越管渠）を破損し、汚水が流出した。	伏越管渠は維持管理の面から2管並行敷設されており、破損したのはそのうちの1管。応急措置として破損した管渠側の上下流のバルブを閉め、もう一方の管渠に汚水を流すことで河川への汚水の流出を止めた。 事故の発生原因としては委託事業者が地下埋設物の事前確認を怠ったことが原因であるため、再発防止策として、発注者（土木建築事務所）より、受注者が地下埋設物物件の事前確認を確実に行ったか、書面による提出を求めて確認する。
2	R3.4.28	3.一般市	管渠	水質事故	④雨水管からの悪質下水の流出	トラックの交通事故により軽油が流出し、付近のマンホール内で油膜が確認された。	マンホール内に吸着マット(万国旗型)を設置し、下流のマンホール内では油膜は確認できなかったが、吸着マット(万国旗型)を設置した。更に追加で下流側のマンホールと樋門に吸着マット(万国旗型)を追加で設置。事故発生翌日の翌日、吸着マットを回収し、その翌日に現地を確認するも油膜は見られなかった。再発防止策として引き続き、水路に油を流さないようにHPに掲載。
5月							
1	R3.5.3	3.一般市	ポンプ場	その他案件	－	ポンプ場敷地内に設置しているベルトコンベアー周辺から出火し、火災が発生。 今回の火災は、ゴミ等を移動させるベルトコンベアーの関連設備のみで、雨水排水機能については、支障はない。	被災した設備については、当分の間は、代替の手段で対応予定。 また、同様の設備を要している他のポンプ場施設についても、緊急に点検を行う予定。
2	R3.5.18	2.政令市	管渠	その他案件	－	橋梁側道橋の補強工事において当該河川河床を横断する下水圧送管の損傷事故が発生。	周辺地域の対象家屋(約2000戸)については節水をお願いし、バキューム車による輸送にて対応。5月22日、圧送管の仮復旧が完了し、通常の下水道の使用が可能となった。本復旧については今後検討していくとのことであるが完了時期については未定。
3	R3.5.23	2.政令市	その他	水質事故	－	本浄化センターの処理水の一部を土地改良区の農業用水として利用しているが、処理水を殺菌するための次亜塩素酸ナトリウムが漏洩し、職員が漏洩した床面を誤って水洗いで洗浄してしまい、残留塩素濃度の高い処理水が農業用水路に流失した。	土地改良区より水路に魚が浮いているとの連絡があり、農業用水路ゲートを全閉し水路状況調査及び水質調査を開始。同日、農業用水の水入替を開始し排水完了。 その後、農業者1名から稲の生育について影響が出ているのではないかと連絡があり、引き続き、経過観察を行う。 再発防止に向け、本件は人為的ミスによる次亜塩素酸ナトリウムの流出であるため、職員への再教育を実施し、再発防止を徹底することとする。
6月							
1	R3.6.4	3.一般市	マンホール	水質事故	⑤下水道施設からの下水等の流出	歩道内のマンホールから汚水が溢れていると地域住民から市へ連絡が入り、市下水道担当職員が現地を確認し管渠が閉塞していると想定した。国・県・市の関係部署へ連絡するとともに、関係店舗に下水道使用の自粛を要請。	管路清掃事業者による清掃(吸引)を行うとともに、並行してマンホールから流出した汚水を洗い流しバキューム回収したうえ、次亜塩素酸ナトリウム溶液にて消毒し清掃を完了した。 事故の原因として油脂類が管渠内で固着し閉塞したことが原因であり、閉塞の原因となった油脂は飲食店からの排水に含まれているものと推定されるため、再発防止策として、当該飲食店2店舗に対し下水道に油脂を流さないように啓発を行い、年に一度、目視点検を行い管内の状況に応じて清掃を行うこととする。